

# 千葉県報

定例  
令和6年3月12日

## 主要目次

- 土地改良区定款の変更認可（三件）
- 保安林の指定の解除
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 道路区域の変更（六件）
- 道路の供用開始（四件）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要
- 土地改良区役員の新任及び就任
- 公共測量の実施（七件）
- 公共測量の終了（三件）
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
- 建築士法に基づく建築士の免許の取消し

一 一 二 三 四 四 五 五 六 七 七 七

## 告示

### 千葉県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市中高根土地改良区の定款の変更を令和六年三月一日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、勝田川沿岸土地改良区の定款の変更を令和六年二月二十九日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅郡大多喜町普通川土地改良区の定款の変更を令和六年三月一日付けで認可した。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
匝瑳市新堀字砂間一、四六四番八八四、栢田字浜七、九五四番四
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

### 千葉県告示第百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、小型機船及び網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 制限措置の内容

- 1 漁業種類  
手線第三種漁業
  - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
五隻
  - 3 船舶の総トン数  
十五トン未満
  - 4 推進機関の馬力数  
八十キロワット（二十五馬力）以下
- （なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第五十三号）による改正前の漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）附録第一（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したもの

- とする。)
  - 5 操業区域  
共同漁業権共第三号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域
  - 6 漁業時期  
周年
  - 7 漁業を営む者の資格  
共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者
  - 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年三月十三日から四月十二日まで

千葉県告示第四百十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
 令和六年三月十二日

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
旭市岩井字番 匠山一、七七	前	一五・八〇メートルから 八二・二九メートルまで	一三二・四八メートル
旭市岩井字番 八番一地先か ら字小仲山 一、九二四番 一地先まで	後	一五・八〇メートルから 五二・三一メートルまで	一三二・四八メートル
旭市岩井字小 仲山一、九二	前	一五・七九メートルから 一九・八〇メートルまで	一五・二八メートル
旭市岩井字小 六番一地先か ら一、九二六 番一地先まで	後	一五・七九メートルから 一五・九〇メートルまで	一五・二八メートル
旭市岩井字長 仙塚二、五五	前	一八・七九メートルから 一〇九・五六メートルま	一六二・二〇メートル
旭市岩井字長 五番一地先か	後	一八・七九メートルから 一〇九・五六メートルま	一六二・二〇メートル

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
ら字安町一、 一〇二番一 地先まで	後	一七・九五メートルから 八七・九五メートルまで	一六二・二〇メートル

千葉県告示第四百十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
 令和六年三月十二日

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡神崎町 武田字大道六 六七番地先か ら新字東四一 八番一地先ま で	前	八・九八メートルから 一三・五七メートルまで	一八六・七九メートル
香取郡神崎町 武田字大道六 六七番地先か ら新字東四一 八番一地先ま で	後	一〇・二三メートルから 一三・五七メートルまで	一八六・七九メートル

千葉県告示第四百十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十二日から三週間、縦覧に供する。  
 令和六年三月十二日

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡東庄町 新宿字鹿折	前	一二・五〇メートルから 六六・七〇メートルまで	四五四・七〇メートル
香取郡東庄町 新宿字鹿折	後	一二・五〇メートルから 六六・七〇メートルまで	四五四・七〇メートル